

訴えの提起について

- 平成 29 年 8 月 30 日 (水)、本市は、仙台地方裁判所に、株式会社アルファー建設(本社:気仙沼市本吉町田の沢 5 番地 1)を被告とする損害賠償請求訴訟を提起しました。
- 訴えの趣旨は、平成 25 年 6 月 28 日に本市が被告に発注し、施工した「気仙沼漁港鹿折地区水産加工施設等集積地用地造成工事」に関し、被告から引渡しを受けた成果品に隠れた瑕疵があり、本市が損害を被ったことから、瑕疵担保責任に基づく損害賠償を求めるものです。
- 求める損害賠償の額は、瑕疵担保責任に基づく損害賠償として 9,467 万 3,350 円、及びこれに対する支払済みまでの遅延損害金(年 6 分)です。

1 市長コメント

平成 29 年 8 月 30 日、本市は、株式会社アルファー建設を被告として、「気仙沼漁港鹿折地区水産加工施設等集積地用地造成工事」に係る瑕疵担保責任を根拠に、損害賠償請求訴訟を仙台地方裁判所に提起しました。

本件は、同社の不適切な施工により、本市が不当な損害を受けた事案であり、これまで本市は、市議会の議決を頂いたうえで、宮城県建設工事紛争審査会に調停を申し立て、事案の解決を図ってまいりました。残念ながら、双方の主張の隔たりは大きく、今月、調停は不調に終わったところでありますが、市民の利益を守る立場から、今般、訴訟を提起することにいたしました。

そもそも本件は、被告による工事の施工に非があったことが原因であり、原因者が最終的に全ての責任を負うべきものであると考えておりますことから、法廷の場においても、引き続き本市の正当性を主張していく所存であります。

本市としては、仙台地方裁判所において、本市の主張を認める適切な判断がなされるものと確信しております。

2 経緯

平成 25 年 5 月 23 日、本市は、被告と「気仙沼漁港鹿折地区水産加工施設等集積地用地造成工事(その 3)」請負仮契約を締結し(同年 6 月 28 日の気仙沼市議会の議決により本契約)、翌 26 年 5 月 30 日、竣工検査のうえ当該造成地の引渡しを受けました。請負代金 4 億 6,486 万 6,500 円については、同年 6 月 24 日までに全額の支払いを完了しています。

その後、翌 27 年 2 月 1 日頃から当該造成地に自社工場の建設を目的に試掘調査を始めた株式会社ムラタから、土中に埋設規格を超える岩塊等が多数発見されたとの報告があり、対応を同社及び被告と協議した結果、同社の工場建築工事を請け負っていた株式会社安藤・間、及び

隣地の埋立作業をしていた大林道路株式会社に、それぞれ本市から土砂入替工事を依頼することになりました。両社は、ともに同年7月末日までに工事を終え、本市は、当該工事代金を両社に全額支払ったほか、株式会社ムラタに対しても、新工場開設の遅れに伴う逸失利益等の損害を賠償しました。

以上の経緯を踏まえ、本市は被告に対し、瑕疵担保責任に基づく損害賠償を請求しましたが、期限までに支払いがなかったことから、契約書の定めに基づき、市議会の議決を得たうえで、平成28年3月15日、宮城県建設工事紛争審査会に調停を申し立てました。

調停は、今月1日の第5回期日まで開催されましたが、双方の主張に隔たりが大きく、解決の見込みがないとして、同日、打ち切りとなりました。

3 損害賠償請求額及びその内訳

賠償請求額は、

- ① 本市が株式会社安藤・間に支払った5,373万円、
- ② 大林道路株式会社に支払った3,018万6,000円、
- ③ 株式会社ムラタに支払った144万8,682円、
- ④ その後瑕疵が判明し、同様の処理を依頼した株式会社クマケー建設に支払った70万2,000円、
- ⑤ 弁護士費用860万6,668円（①～④の合計額の10%に相当する額）、
- ⑥ ①から⑤までの合計額（9,467万3,350円）に対する支払済みまでの遅延損害金（年6分）

の合計額です。